

○ 社会教育に関係のある職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年文部省告示第四百四十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定</p> <p>一 社会教育法第九条の四第一号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。</p> <p>1 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会を提供に関する事務に従事する者の職</p> <p>2   (削除)</p> <p>2   (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>社会教育に関係のある職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定</p> <p>一 社会教育法第九条の四第一号ロに規定する社会教育に関係のある職は次のとおりとする。</p> <p>1 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人、放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人国立高等学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会を提供に関する事務に従事する者の職</p> <p>2   内閣府及び文部科学省において青少年の健全な育成に関する事項の企画及び立案又は総合調整に関する事務に従事する者の職</p> <p>3   (略)</p> <p>4   官公署の職で、一の1から一の3までに規定する職に相当すると文部科学大臣の認定を受けたもの</p>

(削除)

3 | 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六条)第一条に規定する大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に  
関する事務に従事する者の職

4 | 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職

5 | (略)

6 | 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第四条第四項に規定する学芸員の職

7 | 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者(常時勤務する者に限る。)の職であつて、文部科学大臣が一の1から一の3に掲げる職に相当すると認められた職

8 | その他文部科学大臣が一の1から一の7までに規定する職と同等以上と認められた職

二 社会教育法第九条の四第一号ハに規定する社会教育に係る事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。

1 国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導

5 | 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第四条第四項に規定する学芸員の職

(新設)

(新設)

6 | (略)

(新設)

7 | 社会教育関係団体の役員及び職員(常時勤務する者に限る。)の職で、一の1から一の3までに規定する職に相当すると文部科学大臣の認定を受けたもの

(新設)

二 社会教育法第九条の四第一号ハに規定する社会教育に係る事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。

1 国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立民族学博物館、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施

<p>2 (略)</p> <p>3  大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導</p> <p>4  社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導</p> <p>5  社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導</p> <p>6  独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十三条第一項第三号に規定する国民等の協力活動</p> <p>7  その他文部科学大臣が二の1から二の6までに規定する業務と同等以上と認められた業務</p> <p>三 社会教育法第九条の四第二号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4  その他文部科学大臣が三の1から三の3までに規定する職と同等以上と認められた職</p>	<p>される学習又は諸活動の指導</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3  社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導</p> <p>4  独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十三条第一項第三号に規定する国民等の協力活動 (新設)</p> <p>三 社会教育法第九条の四第二号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4  三の1から三の3までに規定する職に相当すると文部科学大臣の認定を受けた職</p>
--	--